

島根大学法文学部講師 関 耕平氏（第4回会議意見発表者） 追加資料

会場からご意見を述べられた方が発言しておられた「『国に頼る』なんて不真面目ではないか?」というご意見に対して、発言時間がなかったので補足します。

(1) 現実から出発する必要がある

2割も自前でまかなっていないのが県財政の現実である。そのような状態でたとえば、支出を8割削減するのは非現実的である。

また課税努力を追求し、自前でまかなおうとすれば、想像もつかないような県民への重課税を招くことは明らかであり、これは避けるべきである。

(以下の点は「ふるさと納税」の際のコメントで言うべきことでもありましたが)

(2) 「国に対して働きかける」とは、「国に頼る」のではなく、「正当な対価を求める」ことである

県が「改革の視点」で主張している「国に対して働きかける」ということは、なにも「国に頼る」ということではない。

日本の国内のどこにしようとも保障すべきという行政水準=ナショナルミニマムを達成するために正当に受け取るべきカネを求めるのであって、「頼る」のとは次元が違う。

また、ここでいう「国に対して働きかける」ことで得るカネは、「ふるさと納税」のように「心情的な援助」ではなく、「正当な対価」である。

つまり、労働力といった人材の都市への供給、原発による電気の供給、おいしい水や空気の供給といったことを担っている島根県にたいする「正当な対価」の支払いを求める、という意味なのである。

「国に対して働きかけ」ても、こうした「正当な対価の支払い」(=交付税措置)に応じない場合は、島根出身者を雇った都会の企業に対してこれまでの養育に県財政が支出した費用を請求してもいいであろう。また電力料金を2-3倍に上げてもいいだろうし、都市における空気や水の利用に課税することも理に適っているのではないか。

これが「正当な対価」という意味である。

補足：知事コメントへのコメント

知事自身の「理念」を率先して示した上で、もしくは改革推進会議が率先して示した上で、県民の批判を仰ぎ修正していくプロセスこそが重要である。まさに知事がおっしゃったように、こうしたプロセスこそが「予算」過程であり、これこそが予算制度の存在意義である。